

## 飲酒運転事故と酒類販売者の責任

山田卓生\* 浜口嘉一郎\*\*

事故をおこした運転者が飲酒していた場合、飲酒による注意力の低下によることが多く、アメリカでは、死亡事故の半数以上が飲酒運転であるといわれる。飲酒運転事故については、運転者に法律上の責任があることは、いうまでもないが、そのほかに、運転者に酒類を有償で販売した者の責任が問題になる。本稿は、酒類提供者に事故被害についての賠償責任を認めるアメリカ法の考え方を紹介しながら、わが国における問題を考える。

### The Liability of Alcoholic Beverage Purveyor for Drunken Driving Accidents

Takao YAMADA\* Kaichiro HAMAGUCHI\*\*

Over half the fatal accidents in the U.S. are attributed to drunken driving. To discourage drunken driving, some states law impose the liability to compensate on the alcoholic beverage purveyor as well as the driver. The law, called Dram Shop Act, arouses heated controversy. In this article the possibility to impose the same liability on alcoholic beverage purveyor in Japan is discussed. Under Japanese law which has satisfactory compensation system for motor vehicle accidents the liability is unsuitable.

#### 1. はじめに

昭和61年版交通安全白書によれば、昭和60年中の交通死亡事故8,826件中、738件(8.4%)が酒酔いを原因としている。これは、スピード違反(24.1%)、脇見運転(9.0%)に次いで、第3位の事故原因である。

このような危険性をもつ飲酒運転には、もちろん法的責任が課せられている。まず、飲酒運転者自身に対しては、道路交通上の罰則が事故を起きなくても課せられ(道路交通法65条、117条の2項1号、119条1項7号の2)、事故を起せば、刑法上は業務上過失致死傷(211条)、民事法上は損害賠償(709条自賠法3条)の責任を負わされることがある。

それでは、運転者に酒を提供した者には責任はないのであろうか。たとえば、バーやスナックが車で来店した客に酒を出したところ、客が飲酒運転で事故を起した場合、あるいは、仕事上の接待で客に酒を飲ませたところ、相手が飲酒運転のため事故を起

した場合、バーやスナック、あるいは接待した者に被害者に対する損害賠償責任は認められないであろうか。

道路交通法は、運転者に酒を提供することを禁止している(65条2項)が、違反に対する罰則をおいていない。事故がおきた場合、刑法上の責任(幫助、教唆)も問題になるが、本稿では、民法上の賠償責任について検討したい。

酒類の提供には、バーやスナック、飲み屋のように有償の場合と、接待や友人や客とのつきあいのように、無償の場合とがある。有償か無償かで、異なることはないともいえるが、無償の場合には、つきあい、社交的意味といった問題があるので、ここでは有償の酒類提供者の責任の問題に限定して検討したい。

飲酒運転が原因と考えられる事故が発生した場合、直接の原因は、あくまで運転者のミスによるものであり、酒の提供というのは、運転ミスを招くにいたった間接的な原因にすぎない。いくら飲酒して運転しても、事故をおこすことがない人もいるし、運転ミスそのものは、飲酒していなくてもおこりうるのである。

そうだとすれば、運転者の運転ミスによる事故について、間接的な寄与者でしかない酒類提供者に、

\*横浜国立大学経済学部教授(本学会員)  
Professor, Faculty of Economics, Yokohama National University,

\*\*中央大学大学院法学研究科博士課程  
Doctor Course, Law, Chuo University  
原稿受理 昭和62年7月7日

事故による損害の賠償責任を負わせることができるであろうか。

わが国では、自動車による人身事故損害については、自動車損害賠償責任保険（自賠責）があり、運行供用者に責任を問うことが可能であるため、実際上は、酒類提供者に責任を問う必要は少ないであろう。しかし、自賠法により運行供用者に責任を問うことができない場合もあるから、酒類提供者の責任が問題になることもありうる。

これに対して、アメリカ合衆国では、自賠責にあたるものがない州もあるため、自動車の製造者に責任を問う事例が多く（製造物責任）、それと並んで、飲酒運転事故については、酒類提供者の賠償責任が問われることが多い。とりわけ交通死亡事故の65%が飲酒に関連しているといわれることから、酒類提供者の責任が大きな意味をもっている。以下では、この問題についてのアメリカ法の状況を紹介し、次いでわが国における問題を考えることにしたい。

## 2. アメリカ法の現状

アメリカ法において酒の販売者の責任（Dramshop Liability とか Liquor Vendor Liability などと呼ばれる<sup>1)</sup>ことがある）には、第1に制定法による特別の賠償責任、第2に一般的なネグリジェンス責任が考えられる。

### (1) 制定法上の責任——酒場責任条項（Dramshop Act）

酒の販売は以前から様々な規制が行なわれた分野である。もっとも有名なものは禁酒法であろう。

連邦では、1920年に連邦憲法修正18条により、国内での酒の製造、販売、輸送、輸出入を禁止した。それによって、かえってアル・カボネなどのギャングが密売により莫大な不法利益を得たといわれている。結局、禁酒法のもくろみは失敗に終り、13年後の1933年に修正18条は廃止されることになる。

州のレベルでは、連邦より早く禁酒法が制定されていた<sup>2)</sup>。また、禁酒法という直接的な規制の他にも、酒の販売には規制が行われた。一定ガロン以下の酒の販売を禁止することによって小さな飲み屋（tavern）をつぶすことを目的としたガロン法<sup>3)</sup>や、ここで紹介する酒場責任条項がその例である。

酒場責任条項とは——州により若干内容は異なるが、一般的にいえば——酒の販売が違法（illegal）である場合（たとえば、未成年者や酩酊者への販売）酩酊により生じた損害の賠償を、過失の有無にかか

わりなく、酒の販売者に命ずる規定である。この規定によって賠償責任を問う場合には、(1)被告が酒(州によって定義が異なる)を譲与したこと (2)譲与された者がそれを飲んで酩酊したこと (3)酩酊と事故との間の事実的因果関係 が立証されればよい。ネグリジェンス（過失）の立証は不要である。

1853年インディアナ州で制定された酒場責任条項は、原型を示すものと言われているが、それは次のような規定であった<sup>4)</sup>。

「酩酊者により、あるいは酩酊の結果、身体・財産・扶養手段を害された者は、酒類の小売によって酩酊を引起こした者および前記証書の保証人に対し、被った全損害の賠償および懲罰的損害賠償を請求する権利を有す。」

禁酒法が失敗に終わった後、多くの州では酒場責任条項も廃止された。しかし、現在でも酒類統制法的一条項として14州<sup>5)</sup>に残されている。ただし、規定内容は若干変更されている。規定のうち保証人への損害賠償請求権と懲罰的損害賠償は削除されている。また、酒の販売が違法であることという限定が付されている例が多い<sup>6)</sup>。その他、州により賠償額に上限を設けたり、請求権者を限定しているものもある<sup>6)</sup>。

### (2) ネグリジェンス責任

酒場責任条項がない場合や酒場責任条項の適用をうけない場合、酒の販売者の責任を追及するには、一般の不法行為責任による他ない。その場合、酒の販売者にネグリジェンス（過失）があったことを主張するには、2つの方法がある。第1は、酒類統制法に違反して酒を販売したことをネグリジェンスとする方法、第2は、判例法にてらすと、酒の販売は不合理な危険（unreasonable risk）を作り出したから、ネグリジェンスであると主張する方法である。

#### i) 酒類統制法違反を根拠とするネグリジェンス責任

酒類統制法は、Alcoholic Beverage Control Act とか Liquor Control Act などと呼ばれる州の制定法であり、酒販免許の取得手続き、酒を販売してはならない場合、違反に対する罰則など、酒の販売に

<sup>1)</sup>最初の州禁酒法は、1851年メイン州によるもの。Special Project, p. 1065

<sup>2)</sup>Special Project, p. 1065, n. 40

<sup>3)</sup>同上書, pp. 1066-67

<sup>4)</sup>アラバマ、コロラド、コネチカット、イリノイ、アイオワ、メイン、ミシガン、ミネソタ、ニューヨーク、ノースダコタ、オハイオ、ロードアイランド、ユタ、ヴァーモントの諸州。Note 7<sup>3)</sup>, p. 87, n. 17

<sup>5)</sup>Special Project, p. 1070, n. 83

<sup>6)</sup>Note 2, p. 997

ついでに規制を定めている。すべての州にある。

酒類統制法に酒場責任条項が含まれていない場合でも、一部の州<sup>\*1</sup>では、酒の販売が酒類統制法に違反していることを、ネグリジェンスの証拠としたり、ネグリジェンスを推定する根拠にしている。

たとえば、Rappaport v. Nichols<sup>\*2</sup>は、未成年者(18才)が4軒の酒場をハシゴした後、酩酊のため運転を誤り原告の車と衝突した事件である。ニュージャージー州最高裁は次のように述べて、酒場の賠償責任をみとめた。すなわち、立法府は、未成年や明らかに酩酊している者への酒の提供を禁じており、それは飲酒者自身だけでなく一般人の保護をも目的としている。現在は車で酒場に入出入りするのが普通で、飲酒運転事故が頻発しており、それらの者に酒を提供することは、道路利用者に危険であると予見できる。制定法による基準にてらせば、客が未成年である、あるいは酔っているということを知っている(あるいは知るべきであった)にもかかわらず、それらの者に酒を提供するのは軽率であり、制定法違反をネグリジェンスの証拠とすることができる。

しかし、このような考え方に反対する州<sup>\*3</sup>もある。その理由としては、単に酒類統制法には第三者への義務は含まれていないとする判決<sup>\*4</sup>もあるが、酒場責任条項があること、立法府の判断に任せるべきこと、このような賠償責任は酒場にとっては破滅的であること、などをあげる判決<sup>\*5</sup>もある。

## ii) 判例法を根拠とするネグリジェンス責任

伝統的な判例法によると、酩酊による損害の法的原因は飲酒したことであって、酒の提供は法的原因とするには遠すぎるから、酒の提供者に賠償責任を負わせることはできない。しかし、近年このような伝統的な判例法を変更して、酒場の責任をみとめた州<sup>\*6</sup>もある。

たとえば、Bernhard v. Harrah's Club<sup>\*7</sup>において、カリフォルニア州最高裁は、被告の酒場がネヴァダ州にあったため、カリフォルニアの酒類統制法の適用を否定したが、判例法により賠償責任をみとめた。その理由は、酒類統制法を根拠として賠償責任をみとめた判決と同じであり、事故は予見できるから、酒の提供を法的原因でないとするのは不健全であるというものである。しかし、伝統的な判例法を維持する州<sup>\*8</sup>も多い。

### (3)政策的理由

以上のように、現在のアメリカ法では、酒場責任条項によらない酒の販売者の責任については、見解

が分かれている。それぞれの見解の実質的、政策的な理由について、検討したい。

責任を肯定する見解があげられる理由の第1は、賠償資力の確保である。飲酒運転者が保険に入っていない場合や、入っていても保険金額が低い場合、運転者のみに責任を負わせても、実際は被害者は賠償を受け取ることができない。したがって、酒の提供者にも責任を負わせる必要があると主張されている(「2つのポケットは1つのポケットより深い<sup>\*9</sup>」)。しかし、そのような必要はないという見解<sup>\*10</sup>もある。

第2は、飲酒運転の抑止である。前述のようにアメリカの交通死亡事故全体のうち65%が飲酒が関与している。酒を提供する側にも責任を課すことによって、運転者に酒を提供することを防止できれば、飲酒運転を減少させることができる。もし実際にそうならば、それは酒の提供者の責任を正当化する、大きな理由になるであろう。しかし、実際に、酒類販売者の責任に飲酒運転を抑止する効果があるか否かに関しては、見解がわかれている<sup>\*11</sup>。

第3は、損失の分散可能性である。すなわち、有償で酒を提供する酒場などは、責任保険を利用でき、その保険料を酒の価格に転嫁することができる。こうして、飲酒による事故の損失を、最終的には飲酒者全体に負担させることができる、という主張である<sup>\*12</sup>。しかし、カリフォルニア州で酒場にネグリジェンス責任がみとめられていた時期には、保険料が1万ドルから19万ドルに上昇し、3分の1の酒場は保険なしで営業するという事態が生じた<sup>\*13</sup>。こうした経験からいえば、保険による分散には問題がある。

<sup>\*1</sup>ニュージャージー、インディアナ、ニューヨーク、アラスカなど。Special Project, pp. 1078-81

<sup>\*2</sup>156 A. 2d. (N. J. 1959)

<sup>\*3</sup>アイダホ、ネバダ、サウスダコタ、イリノイ、ミシガンなど。Special Report<sup>2)</sup>, p. 1078, n. 146

<sup>\*4</sup>Holmes v. Circo, 244 N. W. 2d 65 (Neb. 1976)

<sup>\*5</sup>Hamm v. Carson City Nugget Inc., 450 p. 2d 358 (Nev. 1969)

<sup>\*6</sup>カリフォルニア、アラスカ、ミネソタなど。Special Project, pp. 1086-87

<sup>\*7</sup>128 Cal. Rptr. 215 (Calif. 1976) ただし、後に立法により判決は否定された。

<sup>\*8</sup>アリゾナ、ニューメキシコ、ネブラスカ、ワイオミング、サウスダコタ、ミシガンなど。(Special Project<sup>2)</sup>, p. 1087, n. 223)

<sup>\*9</sup>Note 4, p. 232

<sup>\*10</sup>Note 1, p. 303

<sup>\*11</sup>疑わしいとする見解、Cramton<sup>7)</sup>, pp. 997-8. 効果があつたとする見解、Weinert<sup>8)</sup>, p. 871.

<sup>\*12</sup>Note 2, p. 1017

<sup>\*13</sup>Note 5, p. 745, n. 146

次に責任を否定する見解があげられる理由としては、第1に、酒や酒場の社会的有用性である<sup>\*1</sup>。酒の販売者の責任をみとめると、実際上は酒場の経営はできなくなってしまうかもしれないといわれる。

第2は、責任の基準が不明確であり、その結果、義務の履行がむずかしい、という点である<sup>\*2</sup>。ネグリエンスがあったとするためには、不合理な危険を作り出したことを要する。しかし、どの程度酒を提供すると不合理な危険を生み出したかというのか、その基準として適当なものがない<sup>\*3</sup>。たとえば、外見を基準にしても、どの程度酩酊しているように見えると危険なのかは、一概には決められないであろう<sup>\*4</sup>。また、事故時には泥酔しているように見えても、店にいた時には正常にみえることもあるかもしれない。呼気中のアルコール濃度など客観的な数値を基準にする場合には、それを知る手段が酒場にはない。酒場にアルコール濃度を計測する機械を置いて、客の酩酊度を計るように要求することは事実上できないであろう<sup>\*5</sup>。

第3に、飲酒のような社会的に広く行われている行為を規制するのは、社会的影響が大きいため、規制をすれば、裁判所ではなく、立法府に任せるべきである、という議論がある<sup>\*6</sup>。

### 3. 考察と提言

#### (1) 日本法における責任の根拠

日本には、アメリカの酒場責任条項のようなものはない。したがって、日本において、酒の提供者の責任を問う場合、第1に、一般の不法行為責任（民法709条）によることが考えられる。

その場合、酒を提供することが過失かというかが問題になる。酒場が酒を提供すること自体は、社会的に承認された行為であり、それを過失とすることはできない。そうであるとすれば、酒場による酒の提供が過失になるのはいかなる場合であり、その根拠は何か、を明らかにする必要がある。

また、酒の提供と過失事故との間に相当因果関係を認められるかも、問題になる。飲酒運転に対する道交法の罰則が強化されているので、客が飲酒後、車を運転するかどうかは不確定であるばかりでなく、酩酊したからといって、必ず事故が起きるわけではないからである。

第2に、共同不法行為（民法719条）による責任が考えられる。この場合には、運転者と酒の提供者とが、「共同」して交通事故を起したかというのかど

うかが、問題になる。無償で飲酒させた者が、飲酒運転の車に同乗、あるいは他車で追従した時、「共同」をみとめた裁判例<sup>\*7</sup>がある。これによれば、バーやスナックの場合には、共同不法行為が成立する可能性は小さいであろう。この「共同関連性」については、多くの議論がある。しかし、ここでは、それには立入らず、飲酒させた者の責任に関するより実質的、政策的な問題を検討したい。

#### (2) 政策的考察

酒の提供者の責任を論じる場合、考慮すべき要素の第1は、損害賠償の支払の確保の必要性である。日本では、アメリカとことなり、強制保険（自動車損害賠償保険）があり、人身に対する損害については、最低限の補償は確保されている。また、任意保険に加入していれば、ほとんどの場合、被害者は賠償を確実に受け取れるであろう。したがって、賠償支払の確保の必要があるのは、自賠法の適用されない、自損事故とか「他人」性の否定される場合、無保険などのほか任意保険がない場合で、賠償額が強制保険の金額をこえる人身損害と、物損の場合に限られるであろう。

第2は、酒の提供者に民事責任を課すことによつて、飲酒運転を抑止できるか、である。

車で来店した客には酒を出してはならないとすれば、その分、飲酒運転は減少するようにも思える。しかし、もし車で来た客の側で酒が飲みたいと思えば、例えば、他へいくとか、車を店から少し離れた所にとめ、車で来たことを分らないようにすればよいだけである。つまり、飲酒運転をするかどうかの決定のイニシアチブは、運転者になる客の側にあり、酒類提供者側には間接的な影響力しかない。そうなると、酒場の行動を規制しても、それほどの抑止効果はないようにも思える。ただし、法の抑止効果の問題一般について言うことだが、アメリカと同様、これについてはよく分らないというのが実際のところであろう<sup>\*8</sup>。

<sup>\*1</sup>Note 2, p. 1017

<sup>\*2</sup>Note 3, p. 643

<sup>\*3</sup>同上書, p. 646

<sup>\*4</sup>Note 5, p. 737 (常習者の場合)

<sup>\*5</sup>Note 3, p. 646

<sup>\*6</sup>Note 3, p. 649

<sup>\*7</sup>最判昭43.4.26.判時520号47頁(同乗); 福島地判昭51.2.6. 交通民集9-1-176. 判時829号83頁; 福岡地裁八女支部判昭59.6.19. 交通民集17-3-796など。

<sup>\*8</sup>Cramton<sup>7</sup>, pp. 997-98 は、抑止効果が発生する条件として、責任要件が知られていること、責任の前提となる価値判断が承認されていること、違反すれば発覚し処罰されると信じられていること、合理的意識的に行為が決定される場合であること、をあげている。

第3は、経済的な負担能力である。有償で酒を提供するとはいえ、そのような飲食店は一般には個人経営が多いと思われるので、資力は個人の場合と大差ないことが多いであろう。また、現在のところ、客の飲酒運転事故による損害をカバーするような保険はないようである。したがって、損失を分散する方法も、今のところはない。

第4は、義務の実行可能性である。酒を飲ませること自体は社会的に承認された行為であって、禁止することはできない。したがって、「飲酒直後には自動車の運転に従事する……ことを知悉しながら\*1」（飲酒運転の予見可能性）酒を提供したこと、あるいは飲酒運転を制止しなかったことを違法であるとする他ないであろう。

裁判所は、——無償で酒を提供した事例であるが——歩いて帰れる所に住んでいる場合\*2や実家に里帰りした場合\*3という特別な場合をのぞくと、車で来ていることを知っているだけで、簡単に飲酒後の運転の予見可能性をみとめている\*4。

しかし、他人の行動を前もって確実に知ることは実際にはむずかしい。ひょっとするとこの客は車を運転するかもしれないという程度の危惧がある場合でも、酒の提供を拒否しなければならぬとすれば、車で来店した者に酒を出すことはできなくなる。しかし、飲んだ後、車を運転するかどうかは、おそらく本人自身も決めていないのが普通であろう。また、現在は飲酒運転に対する道交法の罰則が強化されており、車で来ても、運転代行を頼む、車を置いて帰ることはありうる。また、酔いがさめるまで待つてから運転して帰ることもあるであろう。そうであるとすれば、酒を出した時点で飲酒運転を予見すべき義務の実行はむずかしいように思われる。

また、もし飲酒運転を知りえたとしても、それを制止する現実的な方法があるかどうか、疑問である。

運転しないよう確約させる、キーを預る、傍で見守る、などの方法を示唆する判決\*5があるが、これは友人同士の飲酒の事例である。一般の酒場には、そのような措置は実行できないであろう。

### (3)提言

\*1最判昭43.4.26。判時520号47頁。

\*2福島地判昭51.2.6。判時829号83頁（1.5キロ）

\*3秋田地判昭和55.12.24。交通民集13-6-1669。（母親の監督義務に関して）

\*4最判昭43.4.26。判時520号47頁；静岡地裁浜松支判昭和48.3.19。交通民集6-2-482；福岡地裁八支判昭59.6.19。交通民集17-3-796。

\*5福島地判昭51.2.6。交通民集9-1-176。判時829号83頁。

以上の諸要素のうち、第1の賠償支払の確保の必要は、酒の提供者の責任を肯定する方向に働いている。しかし、それは限られた場合の必要性である。

これに対して、第3の経済的負担能力と第4の義務の実行可能性は、責任を否定する方向に働く。特に義務の実行可能性は、責任を肯定するためには大きな障害になるように思われる。

たしかに、一定の場合には、賠償支払を確保する必要があると考えられるが、それは自動車賠償責任保険の拡充によって対処すべきものであろう。それを酒場に負担させるのは、いわば筋違いの解決法であるように思われる。

### 参考文献 ( )の略号で引用

- 1) Cramton : The Problem of Drinking Driver, 54, A. B. A. J. 995 (1968)
- 2) Special Project (Special Project) : Social Host Liability for the Negligent Acts of Intoxicated Guests, 70 Corn. L. Rev. 1058 (1985)
- 3) Weinert : Social Hosts and Drunken Drivers : A Duty to Intervene ? 133 U. Pa. L. Rev. 867 (1985)
- 4) Note (Note 1) : Beyond the Dram Shop Act : Imposition of Common-Law Liability on Purveyors of Liquor, 63 Iowa L. Rev. 1282 (1978)
- 5) Note (Note 2) : Dram Shop Liability—A Judicial Response, 57 Calif. L. Rev. 995 (1969)
- 6) Note (Note 3) : Liquor Vendor Liability for Injuries Caused by Intoxicated Patrons—A Question of Policy, 35 Ohio St. L. J. 630 (1974)
- 7) Note (Note 4) : Negligence Actions Against Liquor Purveyors : Filling the Gap in South Dakota, 23 S. D. Rev. 227 (1978)
- 8) Note (Note 5) : One More for the Road : Civil Liability of Licensees and Social Hosts for Furnishing Alcoholic Beverages to Minors, 59 B. U. L. Rev. 725 (1979)
- 9) Note (Note 6) : Recognizing the Liability of Social Hosts Who Knowingly Allow Intoxicated Guests to Drive : Limits to Socially Acceptable Behavior, 60 Wash. L. Rev. 389 (1985)
- 10) Note (Note 7) : Social Host Liability : Opening a Pandora Box, 61 Ind. L. Rev. 87 (1985)